

第3章 計画の内容

基本目標 1 男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり

- 重点分野1 固定的な性別役割分担や慣習の見直し
- 重点分野2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実
- 重点分野3 女性に対する暴力のないまちの実現
- 重点分野4 生涯にわたる女性の心と体の健康づくり

「女だから、男だから」「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を解消し、お互いの能力を発揮し合い、喜びと責任を分かち合えるような社会をつくる必要があります。

また、男女共同参画の意識づくりの基礎となる教育・学習環境の充実はもちろんのこと、家庭・地域・職場への広報啓発活動を積極的に行い、見直しにつなげていく必要があります。

さらに、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなどのあらゆる暴力が重大な人権侵害であることを全ての人々が認識し、根絶に向けて取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った心身の健康づくりを推進することにより、「男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり」を目指します。

◆重点分野1 固定的な性別役割分担や慣習の見直し

【現状と課題】

市民意識調査によると、家庭・地域・職場における男女の平等感について「男性が優遇されている」と感じている人が50%以上を占めています。「慣習・しきたり」では、「男性が優遇されている」と感じている人が67.7%となっており、市民の意識の中に時間をかけてつくられてきた男性優位の固定的な性別役割分担意識や、不平等感が根強く残っているのが現状です。

このようなことから、固定的な性別役割分担や慣習の見直しに向けて、市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深めることができるよう、講座や学習会等の開催、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行い、意識を高めていく必要があります。



表 I - 1 - ① 家庭における男女の地位の平等について

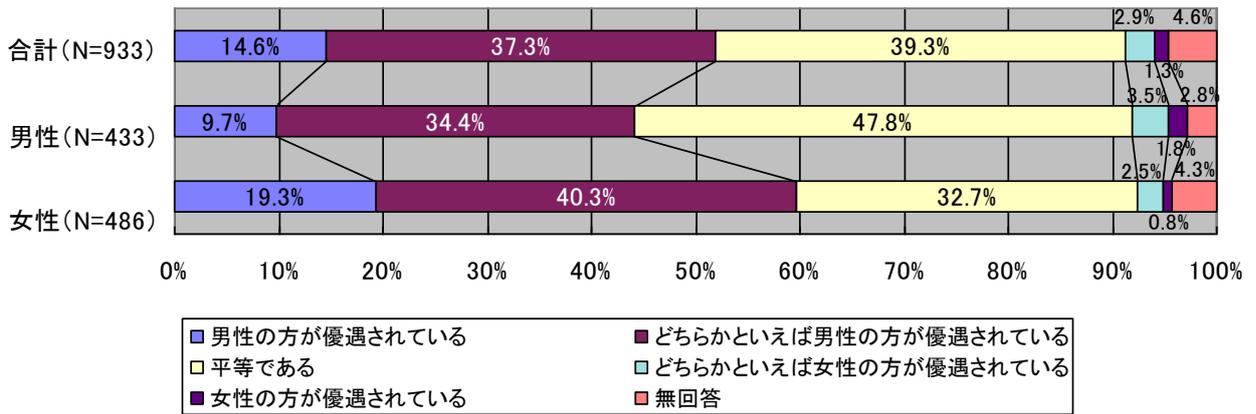


表 I - 1 - ② 地域における男女の地位の平等について

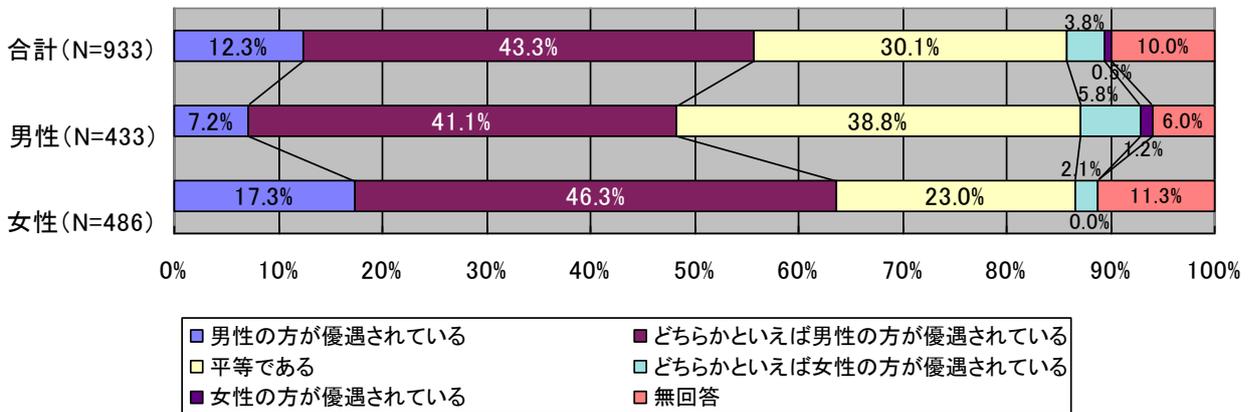
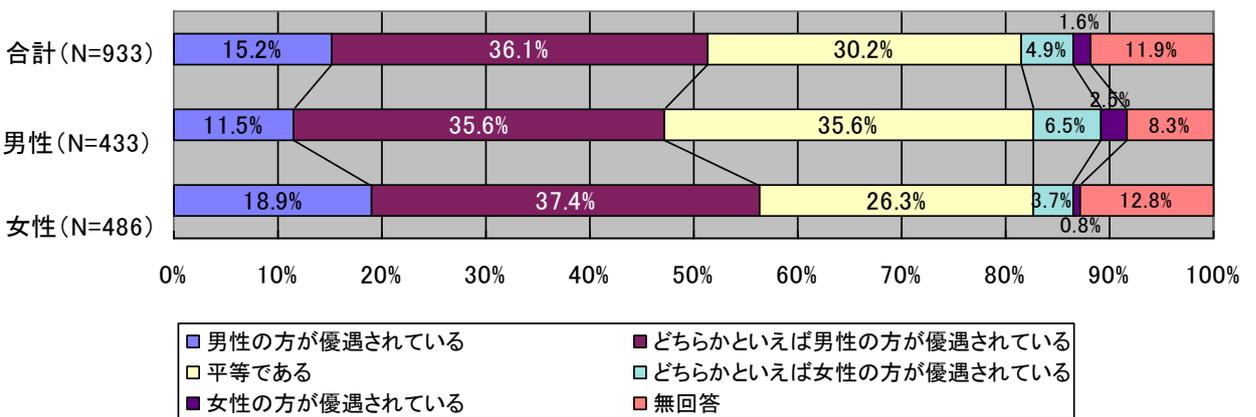


表 I - 1 - ③ 職場における男女の地位の平等について



※資料：「市平成23年 男女共同参画についての市民意識調査」より

※ (N=〇〇〇) は回答数

【課題解決に向けた施策】

重点分野1 固定的な性別役割分担や慣習の見直し

- 施策(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画意識啓発の推進
- 施策(2) 慣習の見直しに向けた情報の発信

施策(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画意識啓発の推進

固定的な性別役割分担意識や慣習の見直しに向けて、男女共同参画意識を高めるための啓発講座等の開催や事業所に対する法制度等の普及啓発を行うなど、家庭・地域・職場における男女共同参画意識啓発に向けた取り組みを進めていきます。

	事業名	事業の概要	担当課
①	家庭における男女共同参画に向けた講座の開催	・男性が家事や育児に携わるきっかけをつくり、基礎的な技術を習得するための講座を開催します。	生涯学習課
		・夫婦が協力して出産・育児ができるように、情報の共有や夫の調理実習、沐浴体験をするための教室を開催します。	保健医療課
		・介護の技術や知識、認知症の方などの接し方を学び、家族介護のあり方や介護への理解を深めるための教室を開催します。	介護高齢課
		・介護の悩みや苦勞、また喜びなどを共有しながら、よりよい介護のあり方を追求するとともに、介護者の負担減少のため、精神的なやすらぎの場を提供します。	介護高齢課
②	生涯学習施設等における啓発講座、出前講座等の開催	・出前講座による介護教室や介護の現状について理解を深める講座を通して、男女共同による介護の大切さの普及に努めます。	介護高齢課
		・出前講座による思春期、更年期、心の健康、性教育、男女平等に関する講座を通して、男女共同参画に対する理解を深めます。	生涯学習課
		・現在の啓発講座、出前講座等のメニューに、生活と仕事の調和による、様々なライフスタイルに対応できる働き方についてのメニューを加えます。	生涯学習課 政策推進課
③	男女共同参画計画の周知のための学習会の開催	・新たに策定した計画を広く市民に周知するための学習会、講演会を開催し、男女共同参画に対する理解を深めます。	政策推進課
④	男女共同参画推進に向けての事業主、自営業主への普及啓発活動の実施	・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市の広報等に、男女雇用機会均等法、育児休業制度等に関連する記事を掲載するとともに、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課

施策(2) 慣習の見直しに向けた情報の発信

慣習の見直しに向けて、市の広報やホームページにより男女共同参画に関する情報を発信し、男女共同参画意識の高揚に努めます。また、市の刊行物等を作成する際には、男女共同参画の視点に立った表現に留意します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	市の広報、ホームページ等による慣習の見直しに向けた呼びかけ	・新たな計画を広く周知し、慣習の見直しへの理解を深めるため、男女共同参画の特集記事を市の広報に掲載します。	政策推進課
		・男女共同参画意識の醸成のため、ホームページにより慣習の見直しについて啓発します。	政策推進課
②	市民への男女共同参画に関する情報提供	・市役所内全課における男女共同参画に関する情報や国、県、女性財団からの情報を市の広報、ホームページ等により市民に提供します。	全 課
③	市職員への男女共同参画に関する情報提供	・政策推進課と連携し、国、県からの情報を職員に提供します。	総 務 課
④	男女共同参画の視点から市の広報等の表現についての留意	・市の広報を始めとした刊行物やホームページにおいて、男女共同参画の視点から表現（イラストを含む）に十分留意します。	全 課

◆重点分野2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

【現状と課題】

市民意識調査によると、学校教育の場における男女の地位の平等について、64.5%が「平等である」と感じており、家庭・結婚生活における理想については、68.5%が「男女とも平等に家事・育児をする方がよい」と回答しています。

一方で、66.6%が「男の子は男らしく、女の子は女らしくした方がよい」、71.6%が「子どもが小さい時は母親が子育てに専念した方がよい」、家庭・結婚生活における現実については、67.5%が「炊事・掃除・洗濯は妻が行っている」と回答しており、平等に家事・育児をする方がよいと思っているにもかかわらず、現実には炊事・掃除・洗濯を妻が行っているという矛盾が見られます。

また、学校教育は男女平等の意識付けを行う上で大きな役割を果たしていますが、家庭・結婚生活における現実を見ると、固定的な性別役割分担意識が強く残っていることが分かります。

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がそれぞれの能力を十分に発揮できる社会を目指すためには、男女共同参画の視点に立った教育・学習が重要になります。各年代や発達段階に応じた教育・学習環境の充実を図り、多様なプログラムと学習機会を提供しながら男女共同参画に関する意識高揚に努めることが必要です。



表 I - 2 - ① 学校教育の場における男女の地位の平等について

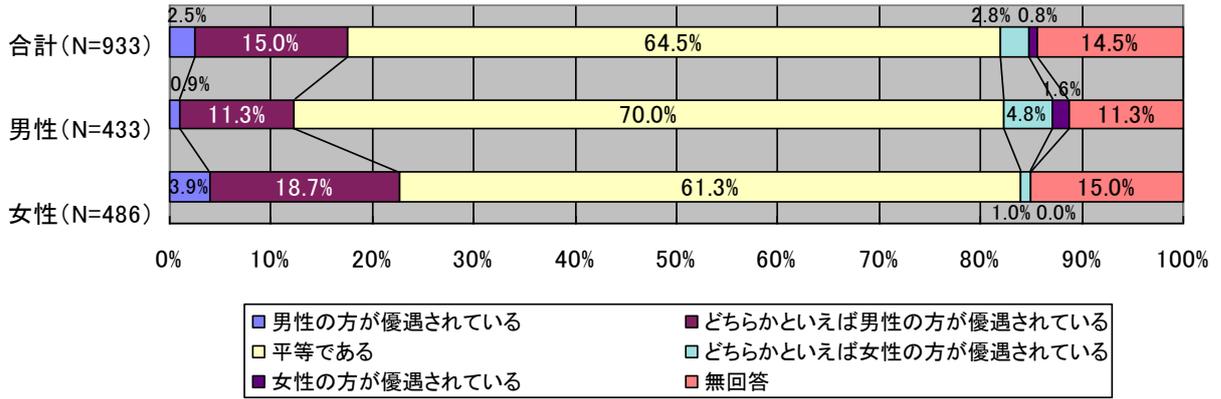


表 I - 2 - ② 男子は男子らしく、女子は女子らしくしたほうがよい

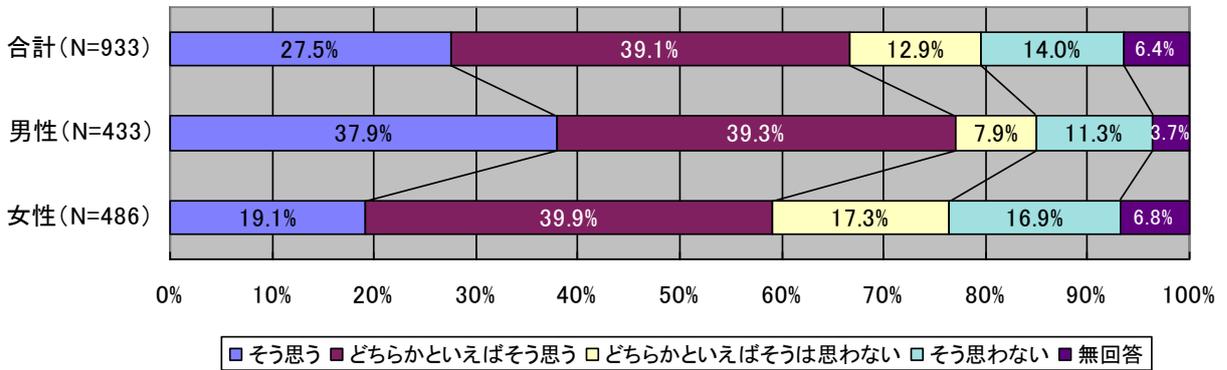


表 I - 2 - ③ 子どもが小さい時は母親が子育てに専念したほうがよい

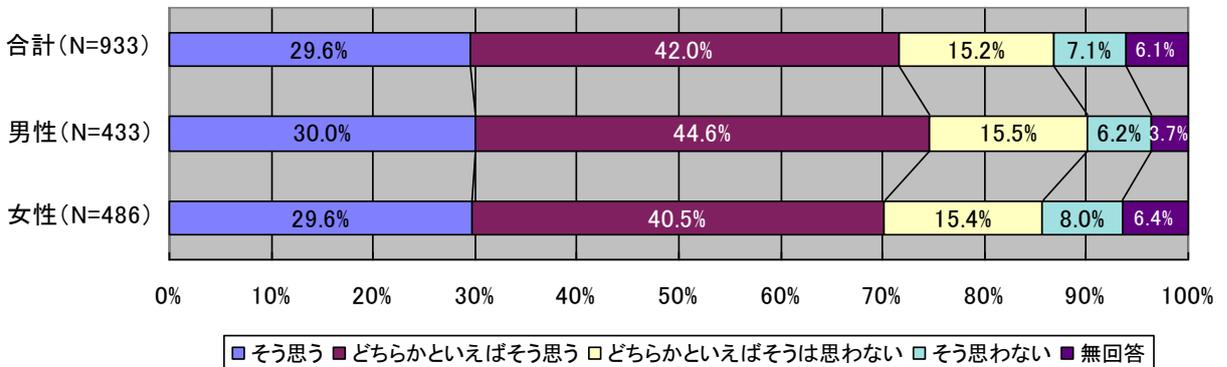
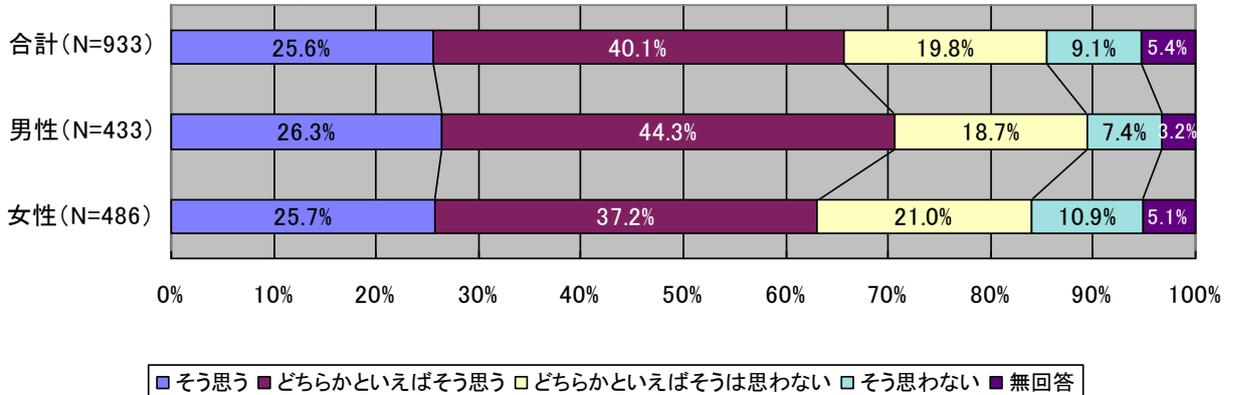


表 I - 2 - ④ 女性が仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである



※資料：「市平成23年 男女共同参画についての市民意識調査」より ※ (N=〇〇〇) は回答数

【課題解決に向けた施策】

重点分野2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

- 施策(1) 家庭における男女共同参画教育の推進
- 施策(2) 学校・保育園・幼稚園における男女共同参画の視点に立った教育の充実
- 施策(3) 男女共同参画意識形成のための生涯学習の充実

施策(1) 家庭における男女共同参画教育の推進

男女共同参画意識を高めるためには、生活の基本である家庭での教育が大切です。子どもを教育する保護者を対象とした講座を開催するなど、家庭における男女共同参画教育を推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	家庭教育の大切さについての啓発	・学校だより等により、男女共同参画の視点による家庭教育の大切さについて保護者に啓発します。	学校教育課
②	子どもを教育する親のための講座の開催等	・家庭内での固定的な性別役割分担意識を是正し、一人ひとりの個性を生かすための研修・講座やお互いに尊重し合いパートナーとして家庭生活を営んでいくための研修・講座を開催します。	生涯学習課
		・性教育を通し、自分を大切にし相手も大切にするという考え方や日常の親子や夫婦のあり方が重要であることを学ぶための講演会を開催します。	保健医療課
		・保護者を対象とした各学習会において、進路決定にあたっては、職業による性差はないことを伝えます。	学校教育課
③	思春期における保健事業の実施	・県（保健所）が開催する小学校高学年児童から高校生・専門学校生を対象とした思春期健康相談のPRを行います。	保健医療課
		・性教育を通し、自分を大切にし相手も大切にするという考え方や日常の親子や夫婦のあり方が重要であることを学ぶための講演会を開催します。	
④	青少年の健康管理に対する意識向上に向けた啓発	・自分の健康管理の方法として、20歳から子宮がん検診を受けることや、望まない妊娠をしない、させないことが、責任ある健康管理であることをパンフレットで啓発します。	保健医療課
⑤	男女共同参画の視点からの食育の推進	・保育園、幼稚園、学校や市内野菜売り場（一部）などに食育通信を配布し、家庭での調理法のアドバイスや調理に子ども・父親の参加を促すことで食育を進めます。	保健医療課
		・食の大切さと家庭における役割を学ぶため、小中学生を対象とした調理実習を行います。	

施策(2) 学校・保育園・幼稚園における男女共同参画の視点に立った教育の充実

学校・保育園・幼稚園における児童・生徒・園児への教育は、男女共同参画意識を育む上で大きな役割を果たしています。保育士・教職員による男女共同参画に関する研修会などを開催するとともに、男女共同参画の視点からの進路指導を行うなど、教育の充実を図ります。

	事業名	事業の概要	担当課
①	保育士、教職員の研修会の開催	・中学校区ごとに、幼保小中連携による教育懇談会を開催し、取り組みの紹介や意見交換を行います。その際に男女共同参画の視点での教育についても意見交換等を行います。	福祉課 学校教育課
②	保護者への啓発	・家庭への学校だより等を通して、学校・保育園・幼稚園の取り組みを紹介するとともに、家庭教育の大切さについて啓発します。	福祉課 学校教育課
③	男女共同参画に関する教育のあり方の研究	・市内に初めて赴任した教職員の研修会、全教職員を対象とした研修会において、男女共同参画の視点による教育についても研修を行います。 ・幼稚園における研修の実施について呼びかけます。	学校教育課
		・保育園長・主任研修会、全保育士を対象とした研修会において、男女共同参画の視点による保育について研修を行います。	福祉課
④	男女共同参画の視点からの進路指導	・進路指導担当者研修会においては、男女分け隔てのない進路指導を行うよう担当者に指導します。	学校教育課
		・キャリアスタートウィーク（職場体験）の際、希望する企業等の職場選択においては、職種による性差はないことを指導します。	学校教育課
⑤	教材・学習活動の見直し	・使用する教材や学習活動等については各学校に委ねていますが、男女共同参画につながる内容を取り上げるよう啓発を行います。	学校教育課

施策(3) 男女共同参画意識形成のための生涯学習の充実

市民が男女共同参画への理解を深めることができるよう、学習機会の充実を図るとともに、託児サービスの提供を行うなど、誰もが学習に参加しやすい環境づくりを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	啓発講座、出前講座の開催	・男性が家事や育児に携わるきっかけをつくり、基礎的な技術を習得するための講座を開催します。	生涯学習課
		・介護の現状について理解を深め、男女共同による介護の大切さを普及させるため、出前講座や介護教室を開催します。	介護高齢課
		・出前講座による思春期、更年期、心の健康、性教育、男女平等に関する講座を通して、男女共同参画に対する理解を深めます。	生涯学習課
		・現在の出前講座メニューに、生活と仕事の調和による、様々なライフスタイルに対応できる働き方についてのメニューを加えます。	生涯学習課 政策推進課
②	託児サービスの提供による学習環境の充実	・各課で開催する講座等において、乳幼児を持つ親が学習機会を持てるよう保育ルームの設置に努めます。	全 課
③	社会教育団体への支援	・社会教育団体等に対し、学習機会の周知や男女共同参画に関する情報の提供に努めます。	生涯学習課

◆重点分野3 女性に対する暴力のないまちの実現

【現状と課題】

市民意識調査によると、セクシャル・ハラスメントでは5.8%が「自分が被害を受けた」、ドメスティック・バイオレンスでは3.9%が「自分が被害を受けた」と回答しています。

また、セクシャル・ハラスメントの被害を受けたが「どこ(誰)にも相談しなかった」が44.4%、ドメスティック・バイオレンスの被害を受けたが「相談したかったが、できなかった」と「相談しようと思わなかった」とを合わせると41.7%でした。

女性に対する暴力は決して許されるものではありません。幼少期からの長期にわたる人権教育が必要不可欠です。

また、暴力による被害は潜在化してしまうことが多いため、根絶に向けた積極的な広報活動による、被害の発生を未然に防ぐための環境づくりや、各関係機関と連携して相談体制を充実させるとともに、相談窓口を周知するなど、被害者に対する支援が必要となります。

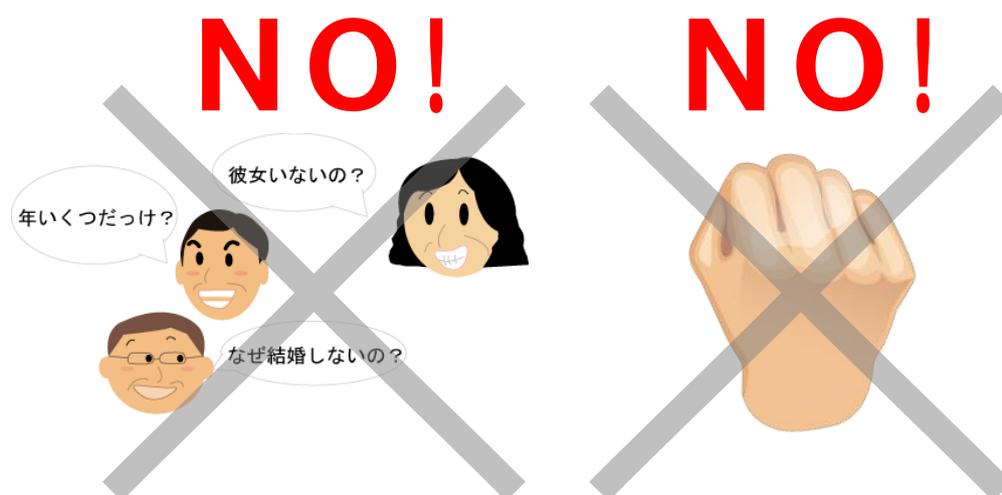


表 I-3-① セクシャル・ハラスメント（セクハラ）について

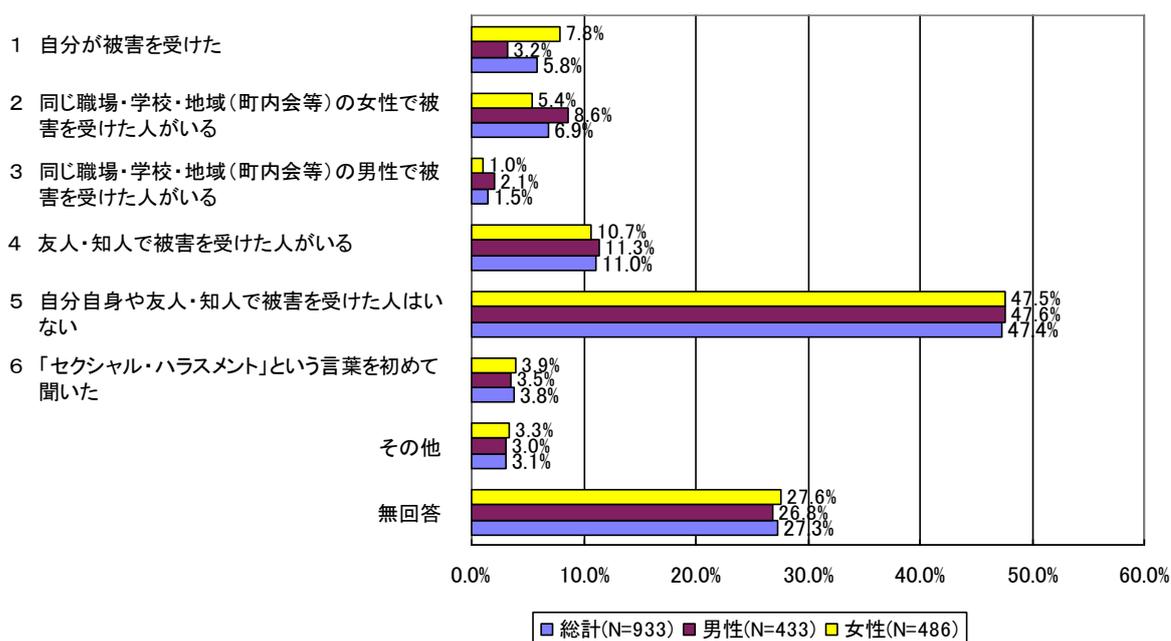
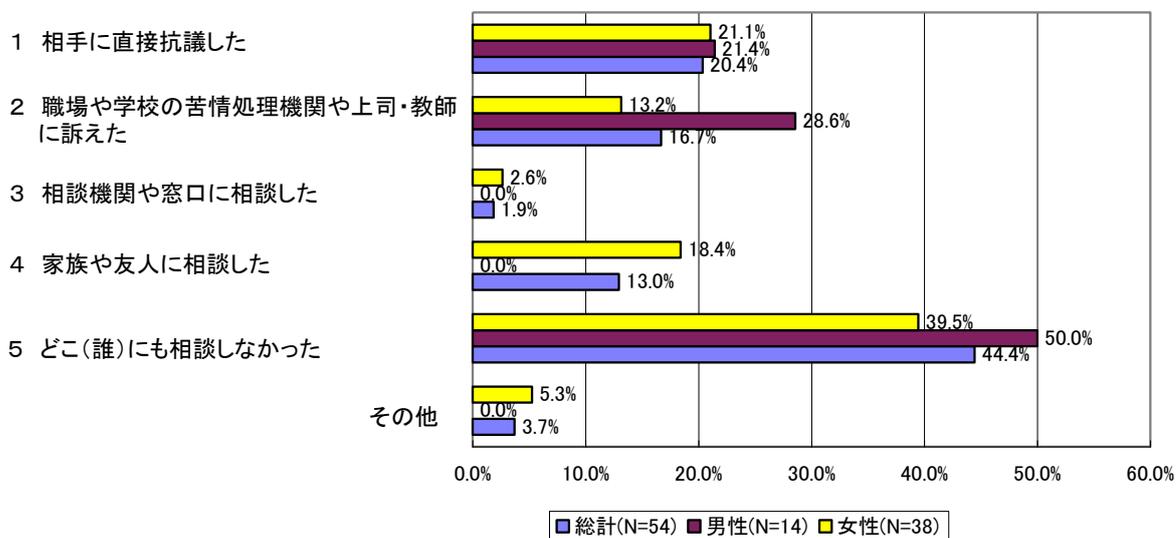


表 I-3-② セクシャル・ハラスメント（セクハラ）を受けたときの対応について



※資料：「市平成23年 男女共同参画についての市民意識調査」より

※ (N=〇〇〇) は回答数

表 I-3-③ ドメスティック・バイオレンス（DV）について

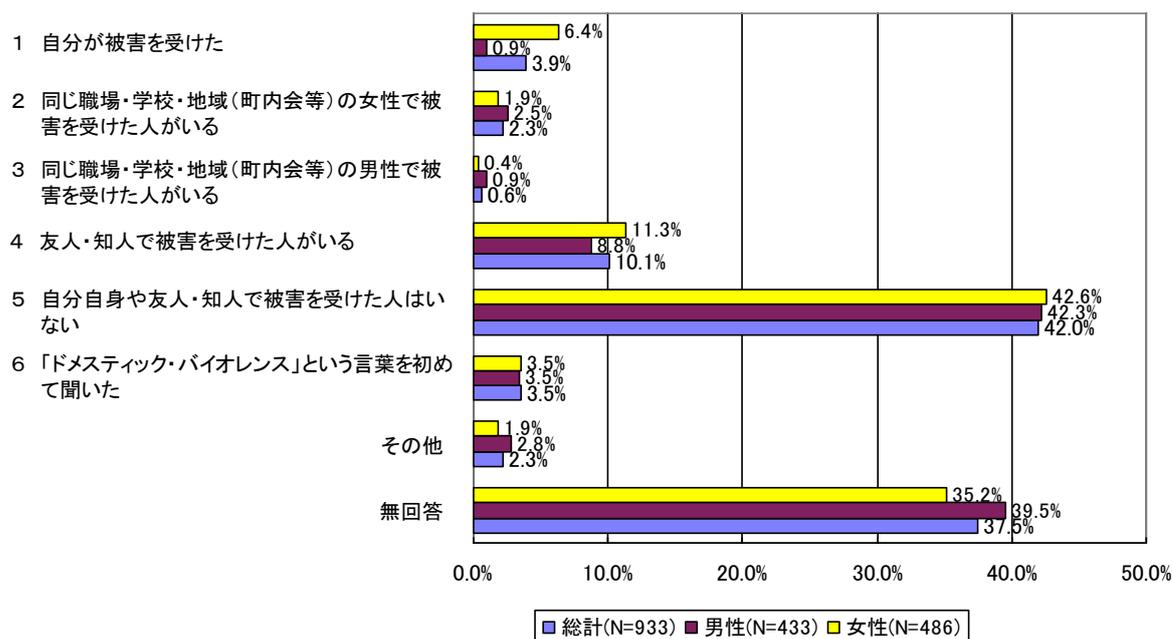
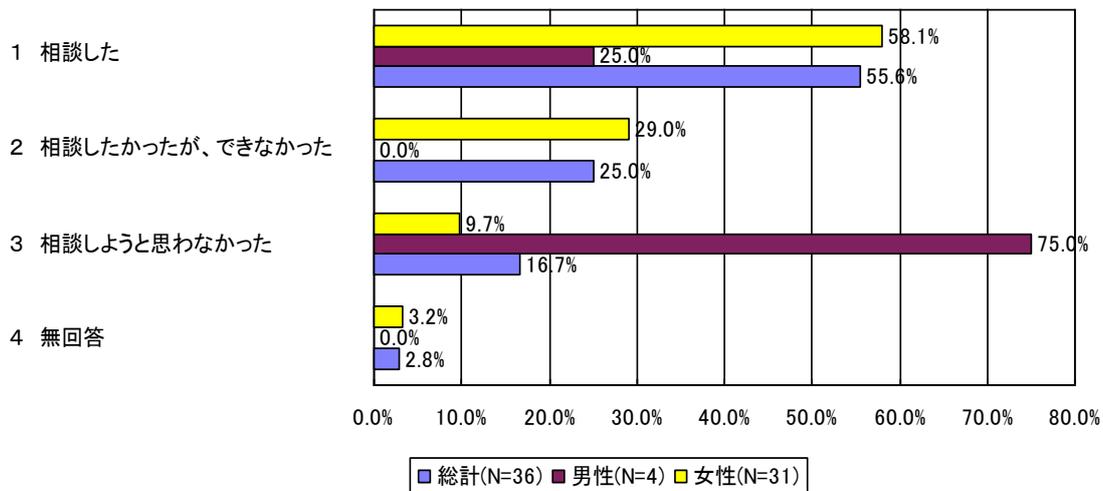


表 I-3-④ ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた時の対応について



※資料：「市平成23年 男女共同参画についての市民意識調査」より

※（N=〇〇〇）は回答数

【課題解決に向けた施策】

重点分野3 女性に対する暴力のないまちの実現

- 施策(1) あらゆる暴力の防止に向けての啓発の推進
- 施策(2) 相談体制の充実
- 施策(3) 関係機関との連携強化

施策(1) あらゆる暴力の防止に向けての啓発の推進

暴力のないまちの実現のために、暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという意識啓発を進めるとともに、学校教育活動の中でも児童・生徒への指導を行っていきます。

	事業名	事業の概要	担当課
①	児童虐待やDVの防止に向けた広報、啓発	・市の広報、ホームページやポスター、チラシ等により防止に向けた啓発を行います。	福祉課
②	事業所に向けてのセクシャル・ハラスメント防止・対応に向けた意識啓発	・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」に関連する記事を掲載するとともに、ハローワーク村上、雇用対策協議会と連携した啓発を行います。また、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課
③	あらゆる暴力の防止・根絶に向けた教育の実施	・学校教育活動の中で児童・生徒に指導するだけでなく、保護者にも学校だより等を通して、学校の姿勢・取り組みを周知します。	学校教育課

施策(2) 相談体制の充実

被害を受けた人が安心して相談することができるよう、相談体制の充実に努めるとともに、市の広報やホームページにより窓口の周知を行い、被害の潜在化の防止に向けた取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	家庭相談員による相談体制の充実と相談窓口の周知	・家庭相談員を積極的に研修に参加させ、相談の対応力を高めるとともに、市の広報やホームページにより相談窓口の周知を行います。	福祉課
②	セクシャル・ハラスメント相談窓口の設置	・市民相談、心配ごと相談においてセクハラに関する相談を受けた場合、専門の相談窓口の紹介等を行います。	市民福祉課
③	高齢者虐待防止ネットワークの充実と相談窓口の周知	・市民、介護事業所、関係機関、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等と的高齢者の見守り・保護のためのネットワークを充実させるとともに、相談体制の周知を行います。	介護高齢課

施策(3) 関係機関との連携強化

暴力の早期発見や未然防止のため、関係機関との連携を強化します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	県女性福祉相談所等関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止実務担当者会議への出席等を通して、県の女性福祉相談所、児童相談所等との連携を強化します。 	福祉課
②	要保護児童対策地域協議会の開催等による関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・未然防止のため、要保護児童対策地域協議会において対策事業・協力体制を充実させます。 ・協議会としてだけでなく、関係機関との連絡会議を随時行います。 ・各地区要保護児童対策会議、実務者会議、ケース会議、毎月の新発田児童相談所との定期連絡会等を通じて、関係機関との連携を強化します。 	福祉課

◆重点分野4 生涯にわたる女性の心と体の健康づくり

【現状と課題】

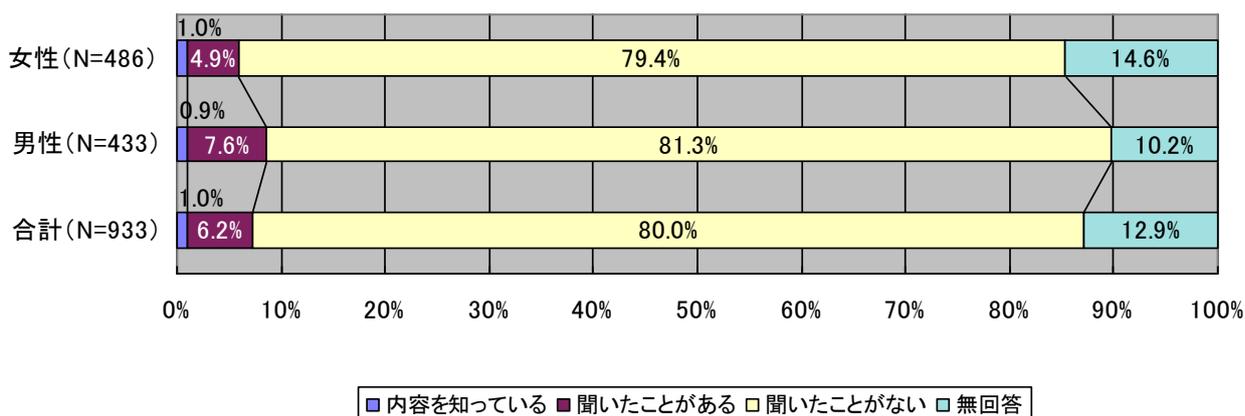
市民意識調査によると、80.0%が「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」という言葉を知ったことがないと回答しています。

男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に向けての前提となります。そのためには、心身の健康についての正確な知識を身に付け、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう取り組んでいく必要があります。

女性には妊娠や出産など、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があることから、社会全体がリプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての認識を深めることが重要です。

今後は、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の趣旨を広く社会に浸透させながら、女性の生涯にわたる心身の健康に配慮した総合的な支援を行っていくことが必要です。

表 I - 4 - ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の認知度



※資料：「市平成23年 男女共同参画についての市民意識調査」より

※(N=〇〇〇)は回答数

【課題解決に向けた施策】

重点分野4 生涯にわたる女性の心と体の健康づくり

— 施策(1) 生涯を通じた女性の心と体の健康づくりの推進

— 施策(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

(性と生殖に関する健康と権利)に関する啓発の推進

施策(1) 生涯を通じた女性の心と体の健康づくりの推進

生涯を通じて、いきいきと暮らすためには、心身の健康づくりが重要です。女性は男性と異なる健康上の問題に直面することにも留意し、心と体の健康づくりに向けた取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	各種検診(がん・基本・特定)、事後指導や訪問事業の実施	・生涯を通じた健康づくりのため、各種検診、事後指導、訪問事業を実施します。	保健医療課
②	地域での更年期等の健康教育の実施	・女性の健康管理に関する内容の相談や講演を行います。	保健医療課
③	子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成	・中学1年生から高校1年生の女性を対象に、子宮頸がんの発生リスクを抑えるため、予防ワクチン接種費用の助成を行います。	保健医療課
④	食生活改善調理講習会の開催	・健康づくりに向けて、希望する町内・集落において講習会を開催します。	保健医療課
⑤	介護予防教室の開催	・日常生活における運動機能の維持と健康増進のための教室を開催します。	介護高齢課
⑥	スポーツを通じた健康増進の推進	・市民への運動の定着を目的にウォーキング教室やダイエット教室を開催します。	保健医療課 生涯学習課
⑦	心の健康づくりの推進	・うつ病の理解と予防や対応の仕方などについて理解を深めるための講座を開催します。	保健医療課
		・子育て中の家族のリフレッシュのため、子育て支援センターの育児講座でヨガ教室、エアロビクス教室等を開催します。	福祉課
		・家に閉じこもり気味になりがちな高齢者に対し、生きがいづくりや趣味、仲間づくりの機会を身近なところで参加できるよう支援するため、地域の茶の間や老人クラブの活動を支援します。	介護高齢課
		・年齢にふさわしい社会的能力とよりよい人間関係をつくりながら楽しく学び、地域の活動やまちづくり等に対して積極的に参加できるような学習機会を提供します。	生涯学習課

施策(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

(性と生殖に関する健康と権利)に関する啓発の推進

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの趣旨を広く社会に浸透させるため、思春期における保健事業を行うとともに、妊婦健康診査への助成や妊産婦への訪問事業などの取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	妊婦健康診査への助成や妊産婦への訪問事業の実施	・妊婦健診の助成を最大14回まで行うとともに、希望する妊婦と全産婦への訪問事業を行います。	保健医療課
②	思春期における保健事業の実施	・県(保健所)が開催する小学校高学年児童から高校生・専門学校生を対象とした思春期健康相談のPRを行います。	保健医療課
		・性教育を通し、自分を大切にし相手も大切にするという考え方や日常の親子や夫婦のあり方が重要であることを学ぶための講演会を開催します。	保健医療課
③	女性のライフスタイルを中心とした健康教育や相談会の実施	・女性のライフスタイルの多様化による生活環境の変化や健康問題を学ぶことで、より健康的で有意義な生活を送れるよう相談会や教室等を開催します。	保健医療課